

平成29年9月28日
電力広域的運営推進機関

本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況について

送配電等業務指針第33条第3項の規定に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況を下記の通り取りまとめましたので、公表いたします。

記

1. 対象要件及び適否の状況等

検討開始要件		対象期間	適否の状況	備考
ア	連系線の利用実績	平成28年7月1日～ 平成29年6月30日	適	第4回広域系統整備委員会（平成27年8月24日）、第15回広域系統整備委員会（平成28年7月29日）で進め方を議論済みであり、新たに計画策定プロセス開始の対象となる連系線はございません
イ	連系線の年間計画	平成29年7月～ 平成31年3月	適	
エ	市場取引状況	平成28年7月1日～ 平成29年6月30日	適	
カ	電気供給事業者の 増強ニーズ	平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	否	－

※上記要件に関する状況の詳細は、別紙の通り

以上

別紙 要件適否の状況に係る詳細について

電力広域的運営推進機関の発議による計画策定
プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環
境整備に関する要件への適否の状況について
[2017年度第1四半期結果まとめ]

2017年9月28日
広域系統整備委員会事務局

要件適否の状況について

①連系線について(送配電等業務指針第33条第1項第2号 ア～エ)

2

- 連系線の利用実績(2016年7月～2017年6月)、年間計画(2017年7月～2019年3月)および市場取引状況(2016年7月～2017年6月)から、計画策定プロセスの検討開始要件に適合した連系線は下表のとおり。
- 今回、要件に適合した連系線については、広域系統整備委員会で進め方を議論済みであり、新たに計画策定プロセス開始の対象となる連系線はない。

要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件			対応状況
	ア 連系線の 利用実績	イ 連系線の 年間計画	エ 市場取引 状況	
北海道本州間連系設備	○	○	○	・計画策定プロセスは一旦終了 ・設備増強予定 (平成31年3月:60万kW⇒90万kW)
東北東京間連系線		○		・広域系統整備計画策定済み(平成29年2月3日) ・設備増強予定 (平成39年11月:573万kW⇒1,028万kW)
東京中部間連系設備	○	○	○	・広域系統整備計画策定済み(平成28年6月29日) ・設備増強予定 (平成32年度:120万kW⇒210万kW) (平成39年度:210万kW⇒300万kW)
中国九州間連系線		○		・計画策定プロセスの検討の方向性について検討中

＜参考＞連系線に係る計画策定プロセスの検討開始要件とは

(送配電等業務指針第33条第1項第2号 ア～エ)

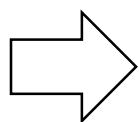
検討項目	適合要件
ア 連系線の利用実績	連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)
イ 連系線の年間計画	連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。
エ 市場取引状況	卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。 ^{※1}

※1 「市場分断処理」とは、約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。

要件適否の状況について

②電気供給事業者の増強ニーズについて（送配電等業務指針 第33条第1項2号 力）

過去の計画策定プロセスで基本要件を定めた上で、増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。



過去の計画策定プロセスで「基本要件を定めた上で、増強に至らなかったもの」がないため、現段階では対象外。

今後、対象となる実績が出た場合に、本指標の整理が必要となる。

＜参考＞電気供給事業者の増強ニーズに関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

（送配電等業務指針第33条第1項第2号 力）

検討項目	適合要件
力 電気供給事業者の増強ニーズ	複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス（但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。）において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。

計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件適否の状況について定期的に報告することが、業務規程、送配電等業務指針に規定されている。

業務規程

「計画策定プロセス」は、以下により開始する。

- 一 **広域機関の発議**
- 二 電気供給事業者の提起
- 三 国の審議会等からの要請

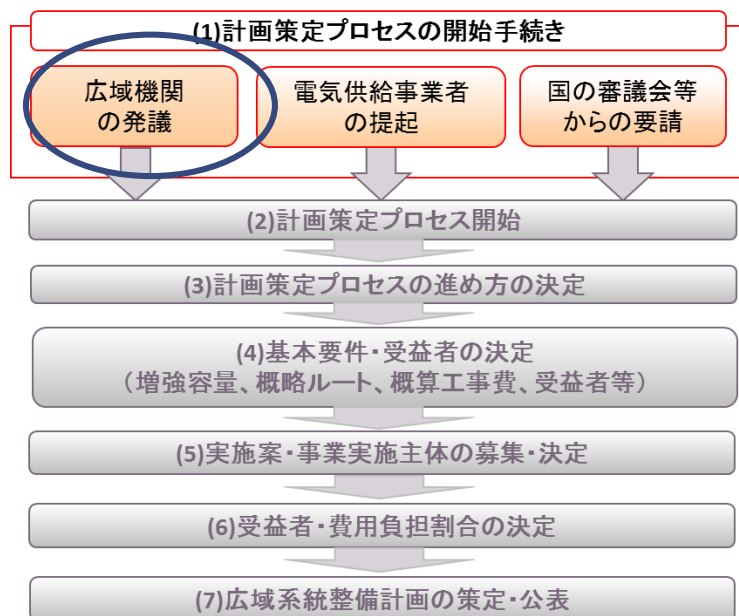
「**広域機関の発議**」は、以下の観点から、送配電等業務指針で定める検討開始要件により判断する。

- ア 安定供給 : 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ **広域的取引の環境整備** : 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

送配電等業務指針

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件は以下のとおり。

- ア 連系線の利用実績
- イ 連系線の年間計画
- ウ ~~連系線の長期計画~~ 送配電等業務指針見直し(2017.9.6認可)により要件削除
- エ 市場取引状況
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ
- キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス
- ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合



要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

四半期に1回

本日は報告

- ・ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件として、連系線の長期利用計画において、空容量が10%を下回る等の状況が確認された場合、本機関は、連系線増強の計画策定プロセスを開始することが規定されている。
- ・ この度、間接オークション導入を見据え、長期連系線利用計画策定後に空容量が見込まれる部分について、業務規程第2条第2項第18号に基づく電力市場取引の環境整備のためのマージンを設定。
- ・ 上記より**本機関による広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のうち、長期計画における空容量における開始要件は削除**。(送配電等業務指針変更認可2017.9.6)

<変更前>

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)
 第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一 安定供給に関する検討開始要件
 ア～イ (略)

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件
 ア (略)

イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合

ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合

エ～ク (略)



<変更後>

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)
 第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

一 安定供給に関する検討開始要件
 ア～イ (略)

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件
 ア (略)

※イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合
ウ (削除)

エ～ク (略)

※参考)間接オークション導入後は、年間利用計画による開始要件についても削除となる。

IV. 今後の検討課題

34

1. 間接オークション導入に伴う詳細設計について

（連系線を介する供給力の評価方法）

- 1) 現行ルールの下では、連系線を介する供給力について、先着優先に基づく利用計画のあるものを供給力として評価。
- 2) 間接オークションの全面導入時における供給力評価の在り方については、今後、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」において検討する。
- 3) 供給計画に関連する事項については、国とも調整を行う。

（連系線の増強の在り方）

- 1) 現行ルールの下では、空容量が10%（長期）又は5%（年間）を下回る等の状況が確認された場合、広域機関が、連系線増強の計画策定プロセスを開始。
- 2) 間接オークション導入後の連系線増強の在り方については、制度施行後の混雑の実績や見通し等を踏まえて検討を行う。

（更なる詳細設計）

- 1) 上述のほか、運用上の更なる詳細運用については、引き続き、検討を行う。
- 2) JEPXに蓄積される混雑費用および間接的送電権等の発行主体が得る収入の使途の検討を行う。
- 3) 特定負担者に対しては、その増強に応じ、一定期間、特定負担者でない者と比較して、特別な取り扱いを行うものとする。その具体的な在り方は、他制度との整合性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

送配電等業務指針第33条第1項第2号アからエの要件適否の状況に係る詳細について(2017年6月末現在)

ア. 地域間連系線の利用実績

空容量/運用容量が5%以下の時間数比率

連系線	2016/7～2017/6		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	0%	74%	○
東北東京間連系線	0%	0%	
東京中部間連系設備	7%	38%	○
中部関西間連系線	0%	1%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	5%	
中国九州間連系線	0%	8%	
中部北陸間連系設備	14%	10%	※
関西四国間連系設備	0%	1%	※
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系線迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系線迂回	0%	5%	

イ. 地域間連系線の年間計画

空容量/運用容量が5%以下の時間数比率

連系線	2017/7～2019/3		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	2%	68%	○
東北東京間連系線	30%	0%	○
東京中部間連系設備	0%	91%	○
中部関西間連系線	0%	1%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	0%	
中国九州間連系線	0%	99%	○
中部北陸間連系設備	5%	5%	
関西四国間連系設備	0%	0%	
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系線迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系線迂回	0%	0%	

判定 ○ :運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間(ア)、対象期間(イ)で20%以上となった場合
※他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

エ. 市場取引状況

市場分断処理の時間数比率(2016/7～2017/6)

連系線	北海道本州間連系線		東北東京間連系線		東京中部間連系線		中部関西間連系線		北陸関西間連系線		関西中国間連系線	
方向	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆
分断比率	0.1%	74.1%	0.1%	0.0%	6.0%	54.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
判定		○				○						

連系線	中国四国間連系線		中国九州間連系線		中部北陸間連系線		関西四国間連系線	
方向	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆
分断比率	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.6%
判定								

判定 ○ :過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上